

福業第0331004号
平成23年3月31日

各 都道府県
指定都市
中核市 民生主管部（局）長様

独立行政法人福祉医療機構
福祉貸付部長



平成23年度 福祉貸付事業の融資方針について

平素から、当機構の福祉貸付事業に関して格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年度の福祉貸付事業の融資方針については別紙のとおりといたしますので、お知らせいたします。

つきましては、管下の法人事業者の皆様や関係機関からの照会等ありましたら、よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

なお、当該融資方針については平成23年4月に機構ホームページに掲載することとしております。

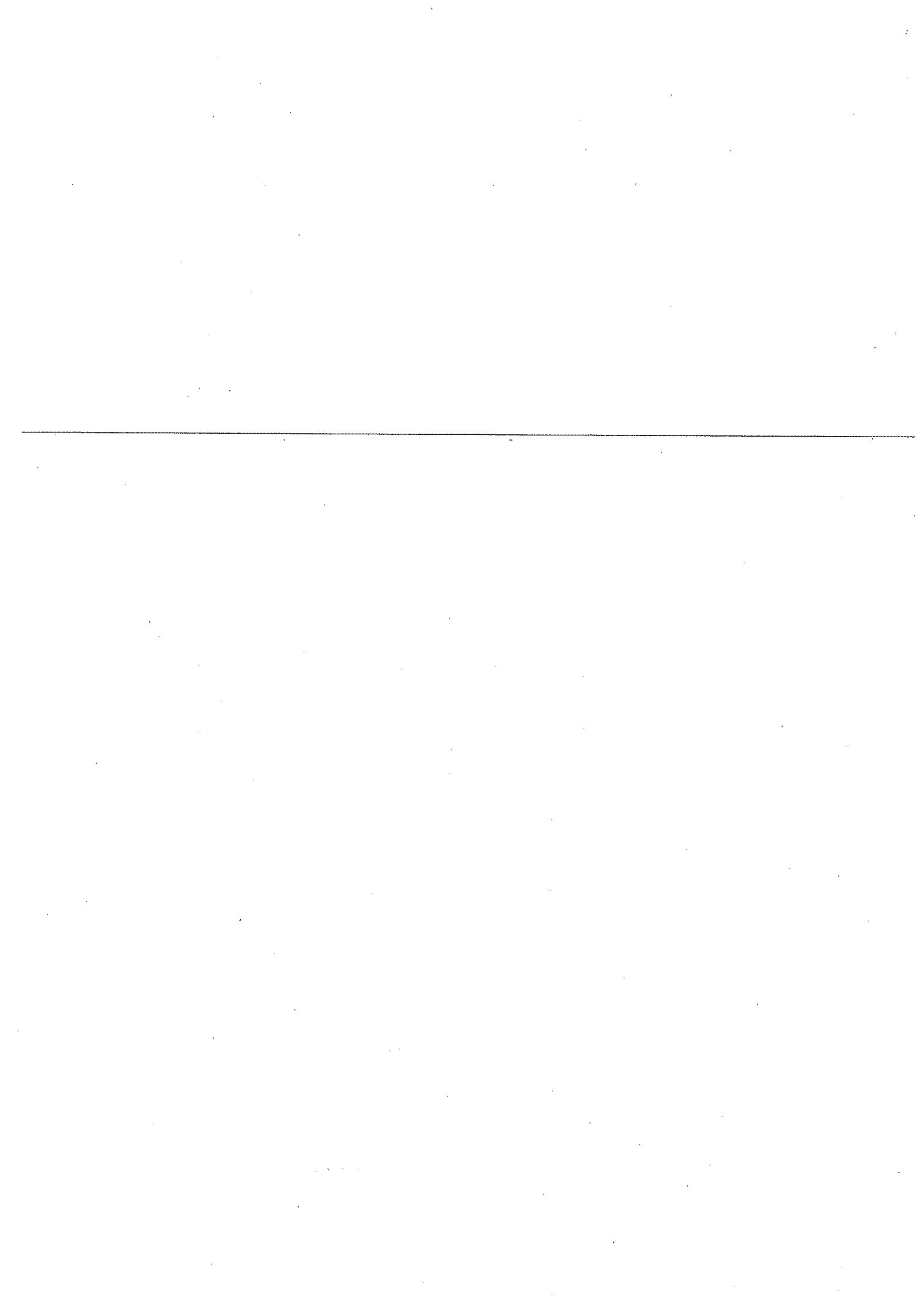
（この件の照会先）

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部 福祉業務課

電話 03-3438-9282

FAX 03-3438-0583

メール wam_fukushi01@wam.go.jp



平成23年3月31日
独立行政法人福祉医療機構

平成23年度 福祉貸付事業に係る融資方針

1 基本的な取扱方針

(1) サービス需要に対応した事業計画

施設・事業所の稼働率が当初計画時より下回った場合は、約定償還に支障を來し、さらに施設運営・法人経営に多大な影響が出る可能性があるため、融資相談時点から、事業者において地域における福祉・介護サービス需要の把握が行われているか等について十分確認しながら審査を進めることとします。

(2) 収支差額に見合う借入額

借入金の償還財源については、平成12年の介護保険制度の導入以来、施設の収支差額が主要な財源となっています。借入金の限度額の算定については従来から、補助制度を前提に、借入額が過大とならないよう

① (基準事業費 - 法的制度的補助金) × 融資率

② 担保評価額 × 70%

のうち、いずれか低い額となっていますが、補助制度の構造変化等に鑑み

③ 収支差額からみた借入金の上限

についても確認し、協調融資等を含めた借入金全体を収支差額から償還可能か審査を行います。

(3) 居住環境の質的向上

耐用年数の到来により改築等を行うものについて、何らかの事情により補助金等が交付されない事業であっても、サービス利用者への適切なサービス提供基盤確保の観点から、積極的に対応することとします。

2 貸付対象事業

国、地方公共団体等の補助金・交付金の対象事業として採択された事業のほか、福祉医療政策上必要となる事業、施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる緊急的な整備事業で、福祉貸付事業として貸付け可能なものについても貸付対象とします。

[施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる事業の例]

- アスベスト対策事業
- 地震防災対策のための改築又は改修事業
- 消防用設備整備事業
- 災害復旧事業

3 基準単価の改定

平成23年度での基準単価の改定予定はありません。

4 協調融資制度の推進

平成20年度から協調融資制度の対象範囲を福祉貸付全体に拡大したところですが、今後も覚書締結金融機関の拡大に努め、法人等事業者における円滑な資金調達を支援します。

5 融資のポイント（ガイドライン）に基づく融資

審査にあたっては、「融資のポイント（ガイドライン）」に沿い、申込者との間の相互理解のもとに融資事業を行います。

6 融資条件の改正等

平成23年度の福祉貸付事業においては、次のとおり貸付条件の改正(平成22年度以前からの継続措置を含む。)を行います。

(1) 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率の優遇措置

地球温暖化対策を推進する観点から、木材の利用による木造施設の整備、再生可能エネルギーの利用及びエネルギー効率の高い設備の整備を行う場合に次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

区分	[通常]	[該当の整備事業]
融資率	70～80%	90%

【対象資金】

- ① 建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）の場合の「建築資金」
- ② 再生可能エネルギー（太陽光発電装置や風力発電装置等）の利用又はエネルギー効率の高い設備（蓄熱システムやヒートポンプ熱源装置）を採用している場合の「設備備品整備資金」

(2) 一般財源化された施設の改築整備に係る融資率の優遇措置

養護老人ホーム、広域型特別養護老人ホーム及び広域型ケアハウスの改築整備を行う場合、次表のとおり融資率の優遇措置を行います。(都道府県市の補助金の有無にかかわらず優遇の対象とします。)

区分	[通常]	[該当の整備事業]
融資率	75~80%	90%

(3) 債還期間等の延長

社会福祉事業施設のなかで特に整備費が高額となる傾向がある特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスにつき、建物の耐用年数を踏まえ耐火構造（準耐火構造は含まれません。）の場合に限り、償還期間を「20年以内」または「25年以内」から、「30年以内」に延長します。

あわせて、据置期間を「2年以内」または「3年以内」から、「3年以内」に延長します。

なお、設置・整備資金の原資となる財政融資資金の調達を分離したことに伴い、償還期間によって貸付金利が異なります。

償還期間が20年以内のもの：財政融資資金借入金利（20年）を基準

償還期間が20年を超えるもの：財政融資資金借入金利（30年）を基準

（参考）経営資金（通常は償還期間5年以内）は財政融資資金借入金利（5年）を基準

※ 債還期間等の延長に対する金利の適用における経過措置として、平成22年度までに受理したユニット型特別養護老人ホームのうち、償還期間が20年超～25年以内のものを平成23年度以降に契約する場合は、償還期間20年以内のものの利率を適用する。

(4) 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度の創設

地震や水害など災害の発生や、新型インフルエンザの感染発生などにより施設を休業した場合など、有事における一時的な資金需要に対する経営資金の融資制度を次表のとおり創設します。

区分	[内容]
償還期間	10年以内
据置期間	1年以内
貸付利率	財政融資資金借入金利（5年）と同率

(5) 待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和の延長（継続）

保育所及び放課後児童クラブの融資率について、平成23年度から26年度まで90%とします。

(6) 母子生活支援施設の整備と併せてDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ

母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合について、次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

区分	[通常]	[該当の整備事業]
融資率	75%	80%

(7) 障害者グループホーム・ケアホームの融資の相手方の拡大

障害者のグループホーム・ケアホームの整備における融資の相手方について、NPO法人及び営利法人を追加します。

(取扱は直接貸付となり、相談窓口は機構本部又は大阪支店となります。)

(8) アスベスト対策事業に係る優遇措置（継続）

アスベスト対策事業の貸付けについて、次のとおり優遇措置を行います。

(制度の適用期間は平成23年度まで)

区分	[通常]	[該当の整備事業]
	70%	75%
	75%	80%
(障害者自立支援法に係る旧法関連施設、基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンターは「50~70%」→「80%」)		
(80%のものは変更なし)		
貸付利率	財投金利+0.1%	財投金利+0.05%
	財投金利+0.2%	財投金利+0.1%
	財投金利+0.5%	財投金利+0.1%
	(財投金利と同じものは変更なし)	

(9) 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（継続）

国において、老朽民間社会福祉施設整備は、平成23年度以降も5か年計画により計画的に整備を図ることとしています。

機構の融資においても、既に無利子貸付としているところですが、国において上記の措置を講じることから、これに併せて無利子貸付の措置期間を平成23年度から平成27年度まで引き続き5年間延長します。

(10) 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長（継続）

国において、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転については、地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設につき、当該危険区域へ

移転する事業について、平成23年度以降も5か年計画により計画的に整備を図ることとしています。

機構の融資においても、既に無利子貸付としているところですが、国において上記の措置を講じることから、これに併せて無利子貸付の措置期間を平成23年度から平成27年度まで5年間延長します。

(11) 地震防災対策のための改築又は改修事業等に係る融資率の引き上げ(恒久化)

ア 地震防災対策関係

地震防災対策事業（※）については、以下の施設につき次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設

区分	[通常]	[該当の整備事業]
融資率	50～75%	80%

（※）地震防災対策特別措置法（平成7年法律第110号）または地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）の規定により、国の負担又は補助の特例の適用を受けるもの。

イ 災害復旧整備

災害復旧のための整備事業については、以下の施設につき次表のとおり融資率の優遇措置を行います。

社会福祉事業施設等（軽費老人ホームA型、B型を含む）

区分	[通常]	[該当の整備事業]
融資率	70～80%	90%

障害者自立支援法に係る旧法関連施設、基盤整備促進法に基づく有料老人ホーム、高齢者総合福祉センター、在宅介護サービスセンター、特定有料老人ホーム、通所施設、在宅サービス事業

区分	[通常]	[該当の整備事業]
融資率	50～70%	90%

(12) 融資対象から除外

児童遊園及び社会福祉事業施設の職員宿舎については、融資対象から除外します。

(13) 融資率の見直し

ア 融資率の引き下げ (△5%)

身体障害者福祉センター、盲人ホーム、障害者生活支援センター、地域福祉センター、母子福祉センター、母子休養ホーム、補装具製作施設及び盲導犬訓練施設の施設整備に係る融資については、融資率を「75%」から「70%」に引き下げます。

イ 融資率の引き下げ (△20%)

障害者自立支援法における経過措置期間中の障害者関係施設について、同法に規定する新体系施設への移行を伴わない施設整備に係る融資については、融資率を「70%」から「50%」に引き下げます。

上記のア及びイの融資率の取扱いは、災害復旧事業、アスベスト対策事業等の融資率の優遇措置に係るものと除きます。

(14) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業で対象とした一時金に対する融資制度（平成21年度補正：継続）

社会福祉法人等が施設等用地確保のために定期借地権を設定し、土地所有者に対し賃料の前払いとして一時金を支払う場合に、当該一時金に対して融資する制度を創設します。（制度の適用期間は平成23年度まで）

※ 国においては、平成21年度補正予算により当該一時金に対する補助制度を創設したところ。

(15) 介護基盤の緊急整備に係る優遇（平成21年度補正：継続）

次のとおり特別養護老人ホーム等の整備に対する融資条件の優遇措置を講じます。（制度の適用期間は平成23年度まで）

【優遇対象となる施設】

施設種類	適用の要件
小規模特別養護老人ホーム	介護基盤緊急整備等臨時特例基金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備されるもの（平成21年度以降の補助対象事業）
小規模ケアハウス	
認知症高齢者グループホーム	
小規模多機能型居宅介護事業所	
認知症対応型デイサービスセンター	
夜間対応型訪問介護ステーション	
生活支援ハウス	
大規模特別養護老人ホーム	都道府県・政令指定市・中核市からの補助を受けて整備されるもの
大規模ケアハウス	
養護老人ホーム	

【優遇措置の内容】

区分	通常	介護基盤の緊急整備
融資率	施設種類に応じて 70～80%	一律 90%
貸付利率	施設種類に応じて 財投同率～+0.5%	最初の5年間、財投▲0.5%

(16) 社会福祉事業施設の耐震化整備に係る優遇(平成21年度補正：継続)

次のとおり耐震化事業に対する融資条件の優遇措置を講じます。

(制度の適用期間は平成23年度まで)

【優遇対象となる施設】

施設種類	適用の要件
障害者支援施設	<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助</u> を受けて耐震化整備を実施するもの
児童養護施設	<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助</u> を受けて耐震化整備を実施するもの
救護施設等の入所施設	<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助</u> を受けて耐震化整備を実施するもの
保育所	<u>安心こども基金からの補助</u> を受けて耐震化整備を実施するもの

【優遇措置の内容】

区分	通常	社会福祉事業施設の耐震化整備
融資率	施設種類に応じて 75～80% ただし、財特法又は特措法に基づき国の補助の特例を受ける場合は通常の融資率+5% (上限80%)	一律 90%
貸付利率	財投同率 ただし、財特法に基づき国の補助の特例を受ける場合は無利子	最初の5年間、財投▲0.5%

財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る財政上の特別措置に関する法律

特措法：地震防災対策特別措置法

(17) スプリンクラー整備に係る優遇(平成21年度補正：継続)

次のとおりスプリンクラー整備事業に対する融資条件の優遇措置を講じます。(制度の適用期間は平成23年度まで)

【優遇対象となる施設】

施設種類	適用の要件
障害者支援施設	<u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金からの補助</u> を受けてスプリングクラー整備を実施するもの
児童養護施設	
救護施設	
共同生活援助（グループホーム）	
共同生活介護（ケアホーム）等	
大規模特別養護老人ホーム	<u>介護基盤緊急整備等臨時特例基金</u> または <u>地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助</u> を受けてスプリングクラー整備を実施するもの（平成21年度以降の補助対象事業）
養護老人ホーム	
老人短期入所施設	
有料老人ホーム	
小規模多機能型居宅介護事業所	
小規模特別養護老人ホーム	
認知症高齢者グループホーム	

【優遇措置の内容】

区分	通常	介護基盤の緊急整備
融資率	施設種類に応じて 70～80%	一律90%
貸付利率	施設種類に応じて財投 同率～+0.5%	最初の5年間、財投▲0.5%
貸付けの 対象と相 手方	—	貸付対象施設に有料老人ホーム を追加し、貸付けの相手方は法人 とする。 小規模多機能型居宅介護事業所 に係る貸付けの相手方を法人とす る。

(18) 療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置（継続）

療養病床からケアハウス等への転換を図る事業への貸付けについては、次表のとおり優遇措置を継続して実施します。

この措置には、社会福祉法人、医療法人及び一般社団法人または一般財団法人が行う療養病床から一般有料老人ホームへの転換を図る事業についても含まれます。（制度の適用期間は平成23年度まで）

区分	[通常]	[療養病床の転換事業]
融資率の引き上げ	70%	90%
	75%	

貸付利率の引き下げ	財投金利+0.1% 財投金利+0.5%	財投金利と同じ
一般有料老人ホーム への貸付け	貸付けの対象外	貸付けの対象とする

(19) 障害者の就労支援事業の推進に係る優遇措置（継続）

障害者の就労支援事業において賃金又は工賃水準の向上を図るための設備備品整備資金及び運転資金については、次表のとおり優遇措置を継続して実施します。（制度の適用期間は平成23年度まで）

区分	融資率	
	通常	就労支援事業
就労移行支援事業 就労継続支援事業	80%	90%
旧法福祉工場 旧法授産施設	50%	

